

島根県 海岸漂着物処理推進 地域計画 (素案)

1. 地域計画の意義、位置づけ

2. 海岸漂着物等に係る施策の基本的な考え方

< I > 県の特性、状況、課題

< II > 海岸漂着ごみ対策の基本的な考え方

(1) 海岸漂着ごみの円滑な処理に向けての取り組み

(2) 県内における海岸漂着ごみの発生抑制の取り組み

(3) 国際協力による発生抑制の取り組み

3. 地域計画の内容

< I > 海岸漂着ごみ対策を重点的に推進する区域の内容

(1) 漂着ごみ対策を重点的に推進する区域

(2) クリーンアップ区域

< II > その他配慮すべき事項

4. 計画の推進

1. 地域計画の意義、位置づけ

- 海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づく計画であること。
- かけがえのない豊かな海辺環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、はぐくんでいくことが必要。
そのために、この計画は、海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制の施策を示す。
- この計画は、県内の漂着ごみの現状、課題を把握するものであるとともに、漂着ごみ対策を緊急に実施すべき箇所を定め、重点的に回収活動を行い、今後の継続的な地域活動が行いやすい環境を作り出すものである。
- この計画は、県、海岸管理者、市町村、県民等が担うべき適切な役割や取り組みを示すとともに、継続的に地域で漂着ごみの回収ができる仕組みを示すものである。
- この計画は、広く県民に地域での漂着ごみ回収の協力を呼びかけるとともに、漂着ごみを発生させない取り組みを示すものである。
- この計画の期間は平成22年度から平成24年度までの3カ年とし、平成24年度に見直しを行う。

2. 海岸漂着物等に係る施策の基本的な考え方

< I > 県の特性、状況

(1) 県の特性

総海岸延長は1,027kmと全国第10位の長さであり、その海岸線のうち自然海岸が占める率は全国第2位と良好な自然状態を有している。

石見地域ではやや直線的な砂丘海岸となっている一方、リアス式の変化に富んだ険しい海岸線が続く島根半島や隠岐諸島の海岸域の多くは大山隠岐国立公園に指定されており、切り立った海食地形も多く、景勝地となっている。

< 参考 >

島根県総海岸延長	1,027km
島根沿岸（本土）	562km
隠岐沿岸	465km

県・市町村別海岸延長（概要）

県（特定区域）	km
市町村（特定区域）	km
県（一般公共海岸区域）	km

（ただし、ここでいう一般公共海岸区域は、実際には民地等も含んでいるので、県が管理すべき延長は把握できていない。）

※ 特定区域とは、海岸法、漁港漁場整備法、港湾法で指定された区域をいう。

ここでいう一般公共海岸区域とは、海岸全体から特定区域を除いた区域をいう。

(2) 海岸漂着ごみの現状

①漂着状況

県内の海岸の漂着状況は、プラスチック製のブイや網といった大きな漁具、発泡スチロール、ペットボトル、流木、そして家電製品までもが漂着しており、場所によっては堆積している状況もみられ、景観、環境及び地域生活に大きな影響を与えている。

これらは、国内から発生するものもあれば、対馬海流や季節風の影響により、日本海対岸諸国からの漂流ごみも含まれる。

また、調査をはじめた平成12年度以降、毎年のように大量のハングル表記のポリ容器が漂着しており、中には強酸性を示す液体が含まれることがある。

②回収・処分の状況

従来から地域住民のボランティア活動として取り組まれてきており、主に市町村が地域活動を支援してきた。

こうした取組を継続するため、近年では、市町村の計画的な取組として実施されている。

一方で、回収された漂着ごみの処分については、受け皿となる市町村にとって大きな負担となっている。なお県では、市町村に対し処理費用の1/2を支援する交付金制度を、平成14年度に設けた。

また、地域住民の活動は主に人力であり、回収清掃にも限界があると同時に、取っても取っても限りなく新たなごみが漂着してくる状況である。

なお、大量のポリタンク等の取扱に注意を要するような危険な漂着物への対応として、「島根県海岸漂着物初期対応マニュアル」を作成し平成21年3月から運用している。海岸管理者は漂着時の迅速な状況把握と情報伝達、定期的なパトロールや回収を市町村と協力して行っている。

(3) 課 題

- 毎年、大量のごみが際限なく漂着し、場所によっては海岸一帯を覆い尽くしており、景観、環境及び地域生活に大きな影響を与えている。
- 海外からの漂着物が多いこと、取扱に注意を要する漂着物があること、回収が困難な大きな漂着物があること及び回収が困難な場所など、地域住民の活動では対応出来ない状況が見られる。
- こうした状況の中、海岸漂着ごみ対策に関する新たな法律ができ、今後、海岸管理者や市町村など関係機関の役割を明確化し、将来にわたって持続的な体制を作る必要がある。
- 海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、従来からの地域住民や利用者等による活動は不可欠であるので、地域の自主的、積極的な取組が継続するよう支援し、地域に密着した体制作りを進めることが大切である。

<Ⅱ> 海岸漂着物対策の基本的な考え方

(1) 海岸漂着物の円滑な処理に向けての取り組み

日々漂着するごみを円滑に処理するためには、社会の構成員である全ての関係者が、共通の認識の下にそれぞれ協力して継続した取組を進めることが必要であり、次の考え方を基本とする。

◆役割、体制の考え方◆

- 県、海岸管理者（県又は市町村の海岸・漁港・港湾管理部局をいう。）、市町村、地域住民等関係者の適切な役割分担や相互協力を図る。
- 従来から行われている地域活動等を活かし、それを持続させる体制を作る。
- それぞれの地域の実状に合った仕組みを作る。

◆具体的な役割◆

① 県（環境及び海岸・漁港・港湾管理部局）の役割

広域的な観点から、県全体の地域計画の進行管理を行う。

また、海岸管理者、市町村等と協議の上、関係機関の役割分担、協力体制の構築を行う。

② 海岸管理者の役割

管理する海岸の状況を把握すると共に、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

特に緊急性が高く、地域生活に支障をきたす場合や地域住民等では対応が困難な場合などに、率先して回収処理計画を立てる。

例えば、関係機関との役割分担、調整及びその他必要な措置（海岸機能の保全、施設維持、危険物の処理、情報の収集・伝達、災害時対応、重要海岸の定期的な清掃活動の企画等）等がある。

また、地域住民や利用者等が自主的、積極的に海岸清掃活動に取り組めるよう市町村と協力し、様々な支援措置や環境整備に努める。

③市町村の役割

地域住民と非常に深い関わりを持つことから、地域に密着した環境作りを進める上で、重要な役割を担っている。

このため、地域特性に応じた目標や取組の方向等を明らかにすることや、県や海岸管理者との連携により地域の自主的積極的な取組を支援していくことが期待される。

具体的には、年間の地域活動計画を取りまとめ、広く地域住民の協力を得るような広報活動や地域独自の地域活動の推進、きめ細やかなサポートが考えられる。

また、海岸管理者への協力や市町村施設でのごみの処分があげられる。

④地域住民等の役割

県民一人一人が日常生活に起因する環境への負荷を低減したり、地域での清掃活動に自主的、積極的に参加することが求められる。

例えば、海岸から恩恵を受けている地域住民として、自主的な地域の海岸清掃活動が期待される。

⑤漁業者等の事業者の役割

豊かな海の恩恵を受ける立場から、率先した海洋環境や海岸清掃活動を実施することが求められる。

例えば、地域住民や利用者等による活動への積極的な参加や行政施策等への協力等が期待される。

⑥海岸を有しない地域の住民

外国由来のみならず、半数は国内由来の漂着ごみであり、これらは山、川、海へとつながり海岸に漂着する。このことから、全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、日常生活を見つめ直し、身近に発生するごみの散乱、投棄を防止することが大切である。

例えば、一人一人が当事者意識を持って、各種の清掃活動に参加することが期待される。

(2) 県内における海岸漂着物の発生抑制の取り組み

漂着ごみのうち国内割合は半分を占めることから、足元からの発生抑制を図る必要がある。

また、県内には多くの河川があり、河川流域から漂着するものもあり、沿岸地域から発生するものに加えた対策が必要である。

そのため、県下一斉の取組若しくは各地域独自の取組といった効果的な施策の検討が必要であり、普及啓発や環境教育が柱となる。

◆ 普及啓発、環境教育 ◆

県民一人一人が自らの行動を見直し、見つめ直すことが必要である。このため、学校、地域、家庭など様々な場における環境教育・環境学習の機会の創出と充実を図る。

(例)

- ①漂着ごみをテーマとした環境教育の実施
- ②海岸を有しない地域との交流事業
- ③大学間交流を活用した環境交流

(3) 国際協力による発生抑制の取り組み

対岸諸国からの漂着ごみが多いとともに、国内発生ごみも国外に影響を与えていることから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られる。

県は、国に対して積極的に働きかけ、外交ルートを通じた関係国との交流や国際協力により、漂着ごみ対策の推進を図る。

3. 地域計画の内容

< I > 漂着ごみ対策を重点的に推進する区域

(漂着ごみ対策重点区域)の内容

県内の海岸延長は1,027kmにもわたることから、より効果的な施策に繋げるため、清掃・回収・処分の必要性が高い区域を選定し、具体的な計画策定及び優先的な取組を実施していく。

海岸漂着物の漂着量やその他の条件について、事前調査や関係者からの聞き取り調査等を行い、それらを踏まえて以下の内容を決定していく。

(1) 漂着ごみ対策を重点的に推進する区域 (漂着ごみ対策重点区域)

① 漂着ごみ対策重点区域の定義

県、海岸管理者、市町村、住民等が海岸漂着物処理を必要としている区域で、大量の漂着物が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全等の視点からみて、特に支障が生じており若しくはそのおそれがあると判断され、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を設定する。

② 漂着ごみ対策重点区域の選定

県は、以下の要素を総合的に評価して、関係者の意見を踏まえ区域を選定する。

- ・ 漂着物の量と質
- ・ 回収・処理の困難性（人力では回収・処理が困難な区域）
- ・ 利用性（レクリエーション利用、産業（漁業）利用）
- ・ 自然性（生物多様性、自然とのふれあい性）
- ・ 景観性（景勝地、観光名所等）
- ・ 地域住民活動で回収出来なかった若しくは手に余る場合
- ・ 離島等

③ 漂着ごみ対策重点区域での措置

海岸管理者は、生活環境に影響を及ぼす場合には、関係機関と協力・連携し、その状況を改善するよう措置する。

(2) クリーンアップ区域

(ア) クリーンアップ区域の清掃計画

漂着ごみ対策重点区域の中から、計画期間内に漂着ごみを重点的に回収する地域としてクリーンアップ区域を選定し、地域特性を考慮した清掃計画を策定する。

策定にあたっては、「2. 海岸漂着物対策の基本的な考え方」で示した考えをもとに、各区域ごとの実状を考慮し、各区域ごとに海岸管理者及び市町村が具体的な計画を立てる。

① 処理に関する事項

役割分担、相互協力、処理方法、回収するごみの種類、時期、頻度 等

② 発生抑制に関する事項

役割分担、相互協力、施策内容、時期 等

③ 普及啓発又は環境教育に関する事項

役割分担、相互協力、施策内容、時期 等

(イ) 計画の実施

平成22年度から策定し、実施する。

(3) 漂着ごみ対策重点区域の見直し

県、海岸管理者及び市町村は、関係機関と協議し必要に応じて漂着ごみ対策重点区域を見直すものとする。

＜Ⅱ＞その他配慮すべき事項

①「島根県海岸漂着物処理初期対応マニュアル」

強酸性内容物のあるポリ容器等取り扱いに注意を要する物が漂着した場合の、情報伝達、初期対応、回収処分等については、「島根県海岸漂着物処理初期対応マニュアル」に沿って実施する。

なお、必要に応じて変更を行う。

②漂着状況の把握

県、海岸管理者及び市町村は、海岸漂着ごみ対策についての状況を把握し、定期的に協議会を開催し、情報交換を行う。

4. 計画の推進

(1) 推進体制

計画を推進するためには、県、海岸管理者、市町村、住民等が共通認識の下で、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携、協力して取り組む必要がある。

このため、関係者が参加する「島根県海岸漂着物対策推進協議会」を継続的に開催し、意見、情報交換を通じて課題抽出、解決への取り組みを行う。

また、必要に応じて、地域協議会を立ち上げ各地域での問題解決、独自の取組を行う。

(2) 財政上の措置

平成23年度までは、地域グリーンニューディール基金を活用し、回収、処分のみならず、地域を巻き込んだ回収体制作りやイベント、環境学習の施策等を幅広く、効果的に展開する。

平成24年度以降は、国に財政措置を要請しつつ、効果的な施策展開を図る。

(3) 地域計画の見直し

環境に関する状況の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じ(地域グリーンニューディール基金事業以降)計画の見直しを行う。